

不適正ヤード規制に向けた制度構築事業



【令和6年度補正予算（案） 100百万円】

不適正なヤードにおける金属スクラップ等を原因とする生活環境保全上の支障を防止します。

1. 事業目的

平成29年の廃棄物処理法の改正により、廃棄物に該当しない家電（有害使用済機器）の保管又は処分を業として行う場合の届出制度を創設し、規制の強化に取り組んできた。その一方で、一部の「ヤード」において、規制の対象とされなかった金属スクラップ等の不適正な保管に起因する生活環境保全上の支障が発生しているため、新たな規制の枠組みを構築する。

2. 事業内容

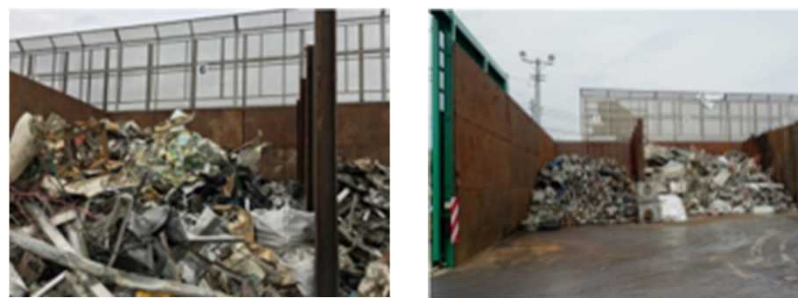
- 全国のヤード数、立地状況、周辺環境に影響を引き起こしたヤード、水質汚濁を引き起こしたヤード等、全国規模の調査を行う。
- 自治体に対して、規制対象物、規制手段、条例との整合性、ヤードに対する自治体の対応等に関してアンケート調査を行う。
- 騒音、振動、油汚染、飛散、悪臭、水質汚濁、火災、崩落等、ヤードの周辺環境への影響を調査を行う。
- 不適正輸出の実態やヤードで発生する金属資源の国外への流出状況を把握するための調査を行う。
- 実態調査やアンケート結果で明らかとなった課題を踏まえ、不適正ヤードに対する規制強化等を議論するために、有識者会議を開催する。
- 省内外の関係部署と連携し、自治体や関係事業者に向けた制度運用に関する説明会を開き、規制内容について合意形成を図る。

3. 事業スキーム

- | | |
|--------|--------|
| ■ 事業形態 | 請負事業 |
| ■ 請負先 | 民間事業者等 |
| ■ 実施期間 | 令和6年度 |

4. 事業イメージ

① 実態調査：ヤードの現場調査等



② 有識者会議



➤ 検討会及び小委員会で議論

③ 説明会



➤ 自治体及び事業者向けに実施